

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度第3回豊島区公文書等管理委員会
事務局（担当課）		総務部 総務課
開催日時		令和5年2月14日（火）午後5時00分 ～ 午後5時20分
開催場所		豊島区役所ほか
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ・質問・指摘事項に対する回答について ・出資法人等の文書の管理状況調査の結果について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	篠原 あや子、下重 直樹、上代 庸平、根岸 幸子、早川 和宏
	事 務 局	総務課長、文書係長

審 議 経 過

委員長：これから令和4年度第3回豊島区公文書等管理委員会を開催します。事務局から本日の資料について説明してください。

事務局：事前送付いたしました「質問・指摘事項に対する回答について」および「出資法人等の文書の管理状況調査の結果について」です。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長：説明資料についてご意見・ご質問やご異議はありませんか。

なお、挙げられたご意見・ご質問については、次回、回答する形で進めさせていただきます。

(はい)

委員長：(3) 東京広域勤労サービスセンター、(5) 豊島区社会福祉事業団、(6) 豊島区シルバー人材センターは、年度内に実施する項目があるようですので、実施されましたらメール等で結構ですのご報告いただければと思います(年度内に実施されなかった場合も)。

また、(2) としま未来文化財団、(4) 豊島区民社会福祉協議会は、令和5年度に実施予定の項目がありますので、豊島区公文書等の管理に関する条例15条1項が定める「必要な措置」を満たすものになるよう、ご指導ください。

C委員：改善が見られた法人もありますが、豊島区民社会福祉協議会については、昨年度の指摘を受けてからの改善への取り組みがやや鈍いようです。いずれも令和5年度中に対応するとの回答が出てきていますが、次回の定期調査(令和6年1月)をまたず、同年度の半ばで再度状況(途中経過)について把握した方が良いと思われます。

また、豊島区社会福祉事業団について、No.4のリストの作成が遅れている一方で、No.11の文書廃棄を令和4年度内に実行する予定であるように見受けられます。リストが十分に整備されていない段階で廃棄を行うこととなりますので、保存期間満了前の誤廃棄等のミスが生じないよう、十分に留意をしていただきたいと思います。また、クラウドストレージへの移行作業が現在も継続中であれば、移行漏れや容量圧縮のための既存データの廃棄に際してもミスが生じないよう、あわせて注意をお願いします。

D委員：(5) 豊島区社会福祉事業団の電子文書は、今年1月より既にクラウドに移行しているということですが、その仕様において、保有する個人情報の保護に必要な法令・条例上の基準を満たしていることが審議会等によって確認されているものと理解

して大丈夫でしょうか。念のための確認です。

B委員：「破棄すべき電子文書は適切に破棄されているか。」に対して数団体が何年も苦
労されているようですが、破棄することは相当難しい作業なのでしょうか。

D委員：（３）東京広域勤労者サービスセンター・（５）豊島区社会福祉事業団・
（６）豊島区シルバー人材センターについて、電子文書の廃棄は、どのような規程及び
技術的基準で実施する予定でしょうか。

また、（４）豊島区民社会福祉協議会の電子文書廃棄についての規程整備について
は、条例の基準に則ったものとなるよう、ご留意いただきたいと思います。

A委員：出資法人等の職員は、区で実施される「公文書研修」への参加は可能でし
ょうか。

委員長：挙げられたご意見・ご質問を受けて、追加のご意見・ご質問はありますか。

（特になし）

委員長：挙げられたご意見・ご質問に対しましては、次回開催時に事務局より回答
いたします。

事務局：事務局から連絡事項を申し上げます。次回は、２月２１日（火）１３時３０分
から開催いたします。案件としましては①今回頂いたご意見・ご質問に対する回答、
②豊島区重要公文書選別基準の見直しについて、を予定しております。どうぞ宜しく
お願いいたします。以上でございます。

委員長：それでは、本日の審議はこれで終了します。
ありがとうございました。

以上